

事 務 連 絡
令和7年9月2日

送迎用バスの置き去り防止を
支援する安全装置メーカー 各位

こども家庭庁成育局安全対策課
国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課
公益財団法人日本自動車輸送技術協会

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置への適切な対応について

平素からこどもの安全・安心について、御理解・御協力いただき、ありがとうございます。

送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置（以下「安全装置」という。）は、関係府省令等によりその装備が義務付けられているところ、安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン」（令和4年12月20日付け、以下「ガイドライン」という。）にとりまとめられた要件等に沿って機能することが求められます。

この度、こども家庭庁が公益財団法人日本自動車輸送技術協会に委託して実施している安全装置の現地調査において、下記のとおり、ガイドラインに反する運用状況等が確認されました。

安全装置メーカーにおかれましては、ガイドラインに適合する安全装置であっても、ガイドラインで定める事業者による必要な説明責任を果たさないことや、取付状況等に不備があれば、その機能等を十分に発揮することはできず、こどもの命に関わることを改めて強く認識していただき、貴社の安全装置を装備する送迎用バスに関して、ガイドラインに反する運用状況がある場合には、ただちに是正措置を講じていただきますようお願いいたします。

また、説明の不足や取付状況の不備等は、取付事業者等によるものもありますので、本事務連絡の内容は、貴社だけではなく、貴社の安全装置を取り扱う取付事業者等まで徹底していただきますようお願いいたします。

併せて、送迎用バスを運行している施設・事業所に対しては、自治体を通じて、安全装置の点検整備を実施するよう依頼しておりますので、点検整備の際に確認すべき場所、確認方法等を示した文書を確実に提供し、点検で判明した安全装置の不具合に対しては、適切に改修等の措置を講じ、その発生原因を調査した上で、当該不具合が設計・製造の過程に起因するものであると判断された場合、ただちに他の

送迎用バスの管理者等に対し不具合の内容を周知するとともに、当該不具合が生じるおそれのある安全装置の改修を実施してください。

また、不具合情報については、「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置に関する不具合情報等の報告について」（令和6年4月22日付け、こども家庭庁成育局安全対策課ほか事務連絡）に基づき、引き続き公益財団法人日本自動車輸送技術協会へ報告をお願いします。

記

1 現地調査で確認されたガイドラインに反する運用状況等

（1）車外警報の不鳴動

確認装置（押しボタン等）を押下等していないにもかかわらず、車外警報が鳴らなかった。

※ ガイドライン 5.1.4

少なくとも、製作者等が定めた時間、確認操作が行われない時点から、確認操作又は原動機の再始動が行われるまで、車外警報を行うものとする。

（囲い線内は、ガイドラインの記載内容を抜粋又は要約したもの。以下同じ。）

（2）ステイタスディスプレイの不適切な位置への取付け

ステイタスディスプレイ（LED、パイロットランプ又はインジケータを含む。以下同じ。）が、運転席から確認できない位置に取り付けられていた。

※ ガイドライン 4.8

安全装置が正常に作動している場合にあっては、少なくとも次のいずれかの方法により、少なくとも原動機始動時に運転手等に対しその旨を通知するものとする。

- ・ 運転手等が明確に確認できる位置に設置されたステイタスディスプレイを青色又は緑色に点灯又は点滅させる方法
- ・ 音声による方法

（3）使用方法等に関する文書の不交付

送迎用バスの管理者等に対して、安全装置の使用法、注意事項、点検整備等に関する文書等を用いた説明がなされていなかった。

※ ガイドライン 6.1

安全装置の販売又は取り付けを行う者は、少なくとも使用法、注意事項、機能の限界等について、送迎用バスの管理者等に対し、文書等の手段を用いて説明を行うこと。

※ ガイドライン 6.2

送迎用バスの管理者等が適切に点検整備を実施できるよう、点検整備の際に確認すべき場所、確認方法等を示した文書を送迎用バスの管理者等に提供すること。

この場合において、自動検知式の装置の機能を備えるものであって、センサー不良の検知が行えないものにあつては、センサー不良に係るリスクを考慮し、点検整備の頻度・実施方法等を設定することとする。

(4) 管理者等に対する説明の欠如

安全装置は、あくまでも置き去り防止の補助的な役割であることなどの説明がなされていなかった。

※ ガイドライン 6.3

安全装置はあくまでもヒューマンエラーによる置き去りを防止するうえでの補助的な役割を果たすものである旨、送迎用バスの管理者等に説明の上、理解頂くこと。

2 その他

ガイドラインに記載されている事項は、「幼児等の所在の確認が確実に行われるようにする」ために最低限満たすべき要件等ですので、上記 1 以外の事項に不備がある場合についても、ただちに是正措置を講じていただくようお願いします。

【問合せ先】

- 送迎用バスに対する安全装置の制度全般に関すること
こども家庭庁成育局安全対策課事故対策係
[Tel:03-6858-0183](tel:03-6858-0183)
- 送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドラインに関すること
国土交通省物流・自動車局技術・環境政策課技術企画係
[Tel:03-5253-8591](tel:03-5253-8591)
- 安全装置の適合認定申請及び現地調査に関すること
公益財団法人日本自動車輸送技術協会企画部
[Tel:03-6836-1202](tel:03-6836-1202)